

令和7年第1回太地町議会臨時会会議録

○開会期日 令和7年1月16日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（9名）

1 番 漁 野 尚 登 君	2 番 森 岡 茂 夫 君
5 番 久 原 拓 美 君	6 番 塩 崎 伸 一 君
7 番 三 原 勝 利 君	8 番 筋 師 光 博 君
9 番 花 村 計 君	10 番 水 谷 育 生 君
11 番 福 田 忠 由 君	

欠席議員（1名）

3 番 海 野 好 詔 君

○出席した事務職員は次のとおり

事務局 長 漁 野 チエミ 君 書 記 松 本 悟 君

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長 三 軒 一 高 君	副 町 長 漁 野 洋 伸 君
会 計 管 理 者 執 行 貴 弘 君	総 務 課 長 由 谷 陽 久 君
総務課企画員 久 保 亨 一 君	総務課副課長 森 本 直 樹 君
総 務 課 主 査 和 田 正 希 君	住民福祉課長 下 津 公 広 君
住民福祉課企画員 稲 藪 江 美 君	産業建設課長 山 下 真 一 君
産業建設課副課長 井 上 正 哉 君	くじらの博物館長 稲 森 大 樹 君
教 育 長 山 本 真一郎 君	教 育 次 長 脊 古 景 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改

正

- | | | | | |
|-----|---|-----|----|--|
| 日程第 | 5 | 議案第 | 2号 | 職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 |
| 日程第 | 6 | 議案第 | 3号 | 太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 |
| 日程第 | 7 | 議案第 | 4号 | 令和6年度太地町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 | 8 | 議案第 | 5号 | 令和6年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第 | 9 | 議案第 | 6号 | 令和6年度企業会計太地町公共下水道事業会計補正予算（第2号） |

△開 会 午前９時００分

○議長（福田忠由君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より、本会議の運営について報告いたします。筋師委員長。

○８番（筋師光博君）

報告いたします。去る１月１５日、午後１時より議会運営委員会を開催し、令和７年第１回太地町議会臨時会運営について審議いたしました。会期は、本日１日とします。日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。なお、本日、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行います。以上、報告を終わります。

○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は９名であります。定足数に達していますので、令和７年第１回太地町議会臨時会は成立しました。ただいまから、令和７年第１回太地町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりです。

△日程第１ 会期の決定

○議長（福田忠由君）

日程第１ 会期の決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおり、本臨時会の会期は、本日１日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日１日に決定いたしました。

△日程第２ 会議録署名議員の指名

○議長（福田忠由君）

日程第２ 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、５番、久原拓美君及び６番、塩崎伸一君を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（福田忠由君）

諸般の報告をいたします。本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職氏名一覧表をお手元に配付しています。本臨時会に付議されております議件は、議

会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正外5件です。これで諸般の報告を終わります。

△日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（福田忠由君）

日程第3 町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さんおはようございます。今日のご苦労さまです。令和7年第1回太地町議会臨時会開催にあたり、議員各位には、お集まりいただきありがとうございます。今臨時会に提案いたしました案件は、条例案3件、予算案3件の計6件であります。詳細につきましては、担当者より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

町長の提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

△日程第4 議案第1号

○議長（福田忠由君）

日程第4 議案第1号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

説明いたします。今回の改正は、人事院勧告に伴い、町議会議員の期末手当の支給割合を改定するものです。資料の新旧対照表1ページをご覧ください。第1条関係として、こちらは令和6年12月1日に遡って適用する規定となります。第6条第2項として、令和6年12月に支給される期末手当の支給割合を人事院勧告に準じて、1.275月分に改定します。2ページをお願いします。第2条関係として、こちらは令和7年4月1日から施行する規定となります。令和7年度以降については、6月及び12月期に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分に改定します。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

資料の2ページ、第1条関係が公布の日から施行すると、そして第2条関係が令和7年4

月 1 日から施行すると、この数字が上がったり下がったりしてるその趣旨について教えてください。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

この施行日の話ですけども、まず 1 ページの第 1 条関係といいますのは、12 月、令和 6 年 12 月 1 日から適用する話で、2 ページが第 2 条関係が令和 7 年ということで、ちょっと施行日が違う関係でこういった 1 条、2 条という分け方をしております。人事院勧告で、支給割合を改定するというので、まず、令和 6 年度につきましては、引上げ分を 12 月で調整するということで、まず第 1 条関係でこういったうたいをしています。令和 7 年度以降については、引上げ分を均等に配分するということで、それは第 2 条関係ということで、ちょっと施行日がそれぞれ違いますので、こういう構成となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第 1 号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第 5 議案第 2 号

○議長（福田忠由君）

日程第 5 議案第 2 号、職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

説明いたします。今回の改正は、人事院勧告に伴い、期末勤勉手当の支給割合及び給料表を改定するものです。資料の新旧対照表1ページをご覧ください。第1条関係は、職員の給与等に関する条例の一部改正として、令和6年4月1日に遡って適用する規定となります。第19条第2項は、期末手当の支給割合の改定です。令和6年6月期の支給割合は1.225月分とそのまま、12月期に支給される期末手当の支給割合を1.275月分に改定します。下の第20条第2項は、勤勉手当の支給割合の改定です。こちらも先ほどの期末手当と同様、令和6年6月期の支給割合は1.025月分とそのまま、12月期に支給される勤勉手当の支給割合を1.075月分に改定します。次の2ページから6ページにかけては、給料表の改定を行うもので、こちらも令和6年4月1日に遡って適用することとしています。7ページをお願いします。第2条関係として、こちらも職員の給与等に関する条例の一部改正となりますが、こちらは令和7年4月1日から施行する規定となります。第19条第2項は、期末手当の支給割合の改定です。令和7年度以降、6月及び12月期に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分に改定します。下の第20条第2項は、勤勉手当の支給割合の改定です。6月及び12月期に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分に改定します。8ページをお願いします。第3条関係は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正として、令和6年4月1日に遡って適用する規定となります。第7条は、特定任期付職員の給料表を改定するものです。第8条は、次の9ページにかけてとなりますけれども特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定です。職員の期末手当の規定を読み替える形となりますけれども、令和6年6月期の支給割合は1.7月分とそのまま、12月期に支給される期末手当の支給割合を1.75月分に改定します。10ページをお願いします。第4条関係として、こちらも一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正となりますが、こちらは令和7年4月1日から施行する規定となります。第8条第1項の改正は、人事院勧告に伴い、特定任期付職員に対しても勤勉手当を支給することとされたことから、これまで適用除外となっていた第20条の勤勉手当の規定を削除するものです。次の第2項は、特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の95に、勤勉手当の支給割合を100分の87.5とするものです。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

まず、資料の中の2ページから6ページの表の中で、これは何回か聞いとるんですけども、高卒の初任給と、それから大卒の初任給はどこになるのかというのと、それで、今現在、太

地町で一番高給取り言ったら悪いんですけども、一番給料の高い人はどこに該当するのか。それと、いつもこれも聞いておるんですけども、勤勉手当というのは何なんですか。僕、いつもこれを不思議に思うんですけども、勤勉にするのは当然やと思うんですけど、これ手当がついてるということで説明をお願いします。それから、８ページの一般職の任期付職員の採用及び給料ということで、給料載っとるんですけども、これに該当する職員は今現在、太地町に何人おって、どの号給に当たるのかということで、以上、何点か、５点ぐらいですか、説明をお願いします。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

まず、一つ目の高校卒業の初任給はどこかということで、新旧対照２ページお願いしたいんですけども、１級の５号、改正後の額でいきますと１８万８，０００円というところが高校卒の初任給、大卒が２ページ一番下、１級２５号、月額でいきますと２２万円、改正後ですね。それが大卒の初任給です。最高号給はどこかというところですが、４ページになりますけども、５級の７１号、額にして３９万１，８００円こちらとなります。勤勉手当とはということで、こちら何て言うんでしょう、その名のとおりなんですけども、勤務に対する報奨的な意味の手当なんです。公務員の賞与につきましては、期末手当と勤勉手当とこの二つで構成されておりまして、期末の生活給の補償的な部分の手当で、勤勉は今申したような趣旨の手当となります。８ページの特定任期付職員、これがいるのかということですが、現在はおりません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第２号、職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第２号、職員の給与等に関する条例及び一般職の

任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第3号

○議長（福田忠由君）

日程第6 議案第3号、太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

説明いたします。資料の新旧対照表1ページをご覧ください。第1条関係として、こちらは令和6年12月1日に遡って適用する規定となります。第14条の2は、フルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当について、下の第24条の2はパートタイムの会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の改定です。職員の規定を読み替える形となりますが、それぞれ令和6年6月期の支給割合は0.4875月分とそのままで、12月期に支給される勤勉手当の支給割合を0.5125月分に改定します。2ページをお願いいたします。第2条関係として、こちらは令和7年4月1日から施行する規定となります。先ほどの1ページと同様、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を改定となります。令和7年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分に改定します。なお、期末手当につきましては、職員の例により支給することとしておりますので、ここには表れていないことを申し添えます。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第3号、太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号、太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第4号

○議長（福田忠由君）

日程第7 議案第4号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。
事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。1ページをお願いします。
この補正予算は6,416万1,000円を追加し、予算総額を34億4,089万7,000円とするものです。第1条にその旨定めております。この補正予算は、人事院勧告による人件費の補正、住民税非課税世帯への給付金の補正、ふるさと納税記念品の補正の3点です。主なものについてご説明いたします。11ページをお願いします。中ほどにある、ふるさと納税記念品費です。ふるさと納税事業については、大部分をじゃばらいずに委託しているのですが、さとふるを利用したふるさと納税の記念品代については、直接町から支払いをしています。先の年末にさとふるを利用したふるさと納税が想定より大きく上回り、予算が不足したため補正するものです。13ページをお願いします。下のほうにあります、住民税非課税世帯事業ですが、住民税非課税世帯1世帯につき3万円を給付する事業です。この事業は全額国庫補助になる事業ですが、12月に国の補正予算がとおり、速やかに実施したいため、今回計上させていただきました。次のページの中ほどにあるこども加算は、住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、子供1人につき2万円を加算するものです。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

13ページの住民税非課税世帯支援事業1世帯3万円ということなんですけども、これが全世帯数、太地町の全世帯数とこの支援事業を受ける世帯数をお願いします。それと、14ページの非課税世帯こども加算、これが何世帯になるのかですね。それと、20ページの吉野熊野国立公園熊野地域美化清掃の協力分担金の79万8,000円の増ということで、これも説明をお願いします。それと、この給料の増減分、普通交付税と物価高騰対応重点、7ページ、入なんですけども、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の、これは財源は、

国の財源というのはどっから来とるんですか、国債なんですか、これ。分かればちょっと説明してほしいんですけどね。それと、人事院勧告で給料を上げるというんですけども、僕の理解では、この勧告というのは民間に合わせて増減すると理解しとるんですけども、民間が景気がええというか、民間の給料が上がってるから公務員も上げるんだと、民間が下がってるから公務員も下げるんだという理解をしておるんですけども、ならばですね、今民間で景気がいいんですか。僕はそういう理解なんですけども、違ってるのかな、民間に合わせてると僕は理解しておるんですけども、今の時期にこの人事院勧告で給料を上げるということはですね、民間も景気がええと、そういうことで公務員も上げると、それは理解しておいていいですか。これ、この補正予算の中で全体で給料はどのぐらい増となるのか。以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

13ページをお願いします。こちらの、ただいまの全世帯数なんですけれども、1,559世帯になります。非課税世帯、対象となる世帯のみなんですけれども、見込みとして650世帯を見込んでおります。14ページのこども加算、こちらの見込みとしましては、33世帯を見込んでおります。以上です。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

私のほうは、先に20ページのほうをお願いします。吉野熊野国立公園の負担金なんですけども、こちら清掃業務として2名、会計年度というか、同じ状況で雇っておりまして、こちらの報酬と期末勤勉手当の増額分、こちら2人分計上ということでよろしくをお願いします。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

私のほうからは、人勧による影響額について申し上げます。全体で幾らかということで、一般会計で申しますと、合計で3,760万3,000円となります。こちらにつきましては、職員と会計年度任用職員も含めた中で、給料であったり、ボーナスであったり、それに付随する共済費とかもろもろ含めた影響額となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私のほうからは、7ページ、今回、普通交付税と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付

金ということで、国庫金が増えたということの財源なんですけれど、この財源は12月に通りました国の補正予算において出てきた財源なんですけれど、この補正予算については、今年度の租税ですね、税収の実績見込みを勘案して、増収見込みのようですので、その増の分と、国債の発行により、主にこの二つに応じて作り出した財源でできてきております。これに付随して、まず税収自体が増えているということは、民間も景気が上がってきてるのかなというふうに考えることもできるかとは思いますが。ただ、景気がいい、悪いとかというものについては、それぞれの立場で悪い、いいというものもあると思いますので、一概に民間が景気がいいイコール全員の景気がいいというふうには考えておりません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

資料の10ページの中ほどのじゅんかんバスの運行費ですね。これが補正額243万3,000円というの、これ1名分なんですか。合計の会計年度任用職員は何名になるんでしょうか。それから、資料の11ページの中ほどのふるさと納税、ちょっと説明がよく分かっていなかったんですが、じゃばらいずとさとふる、さとふるの取扱いが多くなったための補正というの、これももうちょっと詳しく説明していただけますか。それから、資料14ページの学童保育所運営費の、これも報酬が増えているのは会計年度任用職員が増えたんだと思いますが、これトータルで全員何人になるんでしょうか。それから、資料17ページの一番上の塵芥処理ですね、清掃センターの職員がどうも増えているようなんですが、これで全員の人数は何人になるんでしょうか。以上です。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

10ページのじゅんかんバス運行費の会計年度任用職員の人数につきましては、6名となります。続きまして、11ページのふるさと納税記念品費の件につきましては、今現在、じゃばらいず北山のほうにふるさと納税事業を委託しております。今現在、ポータルサイトということで、ふるさと納税の寄附を受け付けるサイトというのが複数あるんですけども、例えばふるさとチョイスさんとか、さとふるさんとか、楽天さんとか、様々なサイトがございます。その中で、じゃばらいず北山が委託で受けれるポータルサイトというのが決まっております。さとふるさんがこのじゃばらいず北山に委託できないポータルサイトになっているんです。よって、さとふるさんにつきましては、太地町のほうが直接記念品費につきまして、支払いを行っている状況なんですけども、昨年度に比べて、このさとふるさんへの寄附の申込実績というのが増えましたので、ふるさと納税記念品費がちょっと足りなくなってる状況

になってますので、今回増額の補正を上程した次第であります。以上です。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育委員会次長（脊古 景君）

私のほうから、14ページをお願いします。学童保育所運営費の会計年度任用職員なんですけども、こちら9名となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

17ページ、塵芥処理費なんですけれども、清掃センターの会計年度職員の数は7名となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

財源は12月の補正で、国の補正で税の増収見込みと国債ということで、僕は非常に不思議に思うのは、こういう公務員の給料を上げるとか、それからバラマキですね、言うたら、非課税世帯に配るお金、こういうときはすぐ財源が出てくるんですけども、103万を178万にあげると7兆円の減収になると、それをどうすんだと、そのときは財源が財源がという言葉で話題になるんですけども、こういう公務員の財源、給料を上げるとか、そういうときは財源がすぐ出てくるというのが不思議でかなわんのですね。ちょっと聞かしてもろたんですけども、税収が増えるなら、減税したらええと思うんですけども、これは執行君に答弁してくれというのもちょっと無理なんで、もうこれにしておきますけども、先ほどの給料3,760万3,000円と、それでよかったのかな、額は。僕はもう民間は、僕は反対はせんですけど、民間はもう本当に、そんなに景気がええとは思わんのですね。ここで3,700、太地町だけです。3,760万3,000円も給料が増えると、全体でね。これは何か不思議な感じがするんですけども、もうこれも答弁は難しいかなと思うんですけども、僕は太地町の民間はそんなに景気がええと思ってないんでね。ちょっと不思議だなと思って質問しとるんですけども、答弁できなかったらいいんで。できたらしてほしいと思います。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

議員おっしゃるように、必ずしも景気がいい業種、地域も全ての地域、全ての業種が景気がいいというわけではないとは思っております。議員さん、漁野議員のご意見、ご質問を胸

に刻みまして、今後勤務に励みたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

最後にまた厳しい質問なんですけど、太地町は町民の収入は増えてると思いますか、今。僕もこれ税金、議員の報酬、税金でもうとるんですけども、日本保守党の共同代表の河村たかしさんは、税金を払うもんが汲々して、税金で暮らしてるものが悠々としているとよく言うんですけども、太地町の町民は、太地町民は、今僕は景気がいいとは思ってないんですけども、町としてはどのように思っているのか、聞いておきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

その辺も議員さんおっしゃるように、それぞれの業種、年齢層の立場の方で事情が変わってくると思います。今おっしゃいました河村さんのご意見も一理あるとは思いますので、その辺も胸に留めて勤務に励みたいと思います。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第4号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第5号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第5号

○議長（福田忠由君）

日程第8 議案第5号、令和6年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

令和6年度太地町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

1ページをお願いします。令和6年度太地町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正しております。1款、水道事業費用、9,933万9,000円に52万2,000円を増額し、9,986万1,000円としております。こちらは人事院勧告による人件費や、超勤手当の補正を計上しております。最後のページとなります。16ページをお願いします。こちらの2目及び3目にそれぞれ明細を載せさせていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

1点だけ、この補正予定額の52万2,000円の財源を教えてください。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

まず、資料で申し上げますと、3ページをお願いします。こちら現金の流れということなんですけども、一番下から二つ目に、現金預金の期首残高ということで、一応資金のほうは1億2,600万ほどございますので、こちらのほうで財源とさせていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第5号、令和6年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号、令和6年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第6号

○議長（福田忠由君）

日程第9 議案第6号、令和6年度企業会計太地町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。井上産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（井上正哉君）

令和6年度太地町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。令和6年度太地町公共下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正しております。1款、下水道事業費用、7,325万1,000円に168万7,000円を増額計上し、7,493万8,000円としております。これは、人事院勧告による人件費の補正と固定資産を会計上除却するための資産減耗費を計上しております。資産減耗費については、本年度、汚水ポンプを3台及び高圧受電設備の更新を行うにあたり、既存設備を除却することとなるため、会計上の処理を行う必要があるもので、現金支出を伴わない費用であります。最終の10ページに予算説明書を添付しております。10ページをご覧ください。こちらの2目と6目にそれぞれ明細を載せさせていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

補正予定額ですね、168万7,000円の財源をお願いします。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（井上正哉君）

3ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。こちらの今回の人件費の補正については、キャッシュ・フロー下から2段目に記載の資金期首残高の700万円から支出しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

議案とは関係ないんですけど、博物館が何でこれないのかなと思って、もし、答弁あかんというんやったらええし、でもしてほしい、何で博物館がこれあがってない、出てこんのかなと僕は思ってるんで、ちょっと聞いておきたいんです。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時46分

○議長（福田忠由君）

再開します。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第6号、令和6年度企業会計太地町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号、令和6年度企業会計太地町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。お諮りします。本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任することに決定いたしました。

△閉 会

○議長（福田忠由君）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和7年第1回太地町議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前9時47分

太地町議会議長 福田 忠由

太地町議会議員 久原 拓美

太地町議会議員 塩崎 伸一